

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		老人福祉センターの利用申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市老人福祉センター条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市老人福祉センター条例第6条、第8条及び第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用できるもの 市内に住所を有する60歳以上の者。ただし、その利用に支障がないときはその他の者に利用させることができる。</p> <p>2 利用を承認しないもの</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき</p> <p>(2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき</p> <p>(3) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき</p> <p>(5) 上記のほか市長がその利用を不相当と認めるとき</p>	